

「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

令和4年1月

財 務 省

1. 法律案の趣旨・概要

本法律案は、国際開発協会（^{アイダ}IDA：International Development Association）の第20次増資に応じるため、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」を改正し、我が国がIDAに対して、4,205億5,724万円の範囲内において、追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加することを内容としている。

2. 法律案の施行日

公布の日

（参考）世界銀行グループを構成する中核4機関の概要

◆ 国際復興開発銀行（IBRD）

- ・ 第二次大戦後に設立。中所得国向けに長期融資を供与。
- ・ かつては、日本にも貸付（東海道新幹線、東名・名神高速、黒部第四ダムなど）。

◆ 国際開発協会（IDA：アイダ）

- ・ 低所得国向けに超長期・低利の融資・グラントを供与。
- ・ 通常3年ごとに増資。担当副総裁：西尾昭彦

◆ 国際金融公社（IFC）

- ・ 民間金融機関等と連携して、開発途上国における民間プロジェクトを支援。
- ・ IDAのサポートも得て、事業環境が厳しく民間資金が集まりにくい低所得国・脆弱国への支援も積極化。

◆ 多数国間投資保証機関（MIGA：ミガ）

- ・ 途上国における民間プロジェクトに対し、戦争リスク等に備えた保険を提供。
- ・ 長官：俣野弘（2019年12月就任）